

介護老人保健施設なごみ 通所リハビリテーション料金表

令和6年6月1日～

項目		単位	料金(円)
基本サービス費	(1)1時間以上2時間未満	要介護1	1日 369
		要介護2	1日 398
		要介護3	1日 429
		要介護4	1日 458
		要介護5	1日 491
	(2)2時間以上3時間未満	要介護1	1日 383
		要介護2	1日 439
		要介護3	1日 498
		要介護4	1日 555
		要介護5	1日 612
	(3)3時間以上4時間未満	要介護1	1日 486
		要介護2	1日 565
		要介護3	1日 643
		要介護4	1日 743
		要介護5	1日 842
	(4)4時間以上5時間未満	要介護1	1日 553
		要介護2	1日 642
		要介護3	1日 730
		要介護4	1日 844
		要介護5	1日 957
	(5)5時間以上6時間未満	要介護1	1日 622
		要介護2	1日 738
		要介護3	1日 852
		要介護4	1日 987
		要介護5	1日 1,120
	(6)6時間以上7時間未満	要介護1	1日 715
		要介護2	1日 850
		要介護3	1日 981
		要介護4	1日 1,137
		要介護5	1日 1,290
	(7)7時間以上8時間未満	要介護1	1日 762
		要介護2	1日 903
		要介護3	1日 1,046
		要介護4	1日 1,215
		要介護5	1日 1,379
「6時間以上8時間未満」の通所リハに前後して日常生活上の世話をを行った場合の算定対象時間が8時間以上となった場合の加算		8時間以上9時間未満	1回 50
高齢者虐待防止未実施減算		1回	-1/100
業務継続計画未策定減算		1回	-1/100
感染症及び災害により、臨時的に利用者数が一定減少している場合			+3/100
理学療法士等体制強化加算		1日	30
項目		単位	料金
リハビリテーション提供体制加算	3時間以上4時間未満	1回	12
	4時間以上5時間未満	1回	16
	5時間以上6時間未満	1回	20
	6時間以上7時間未満	1回	24
	7時間以上	1回	28
入浴介助加算	入浴介助加算(Ⅰ)	1日	40
	入浴介助加算(Ⅱ)	1日	60
リハビリテーションマネジメント加算 イ	開始日から6月以内	1月	560
	開始日から6月超	1月	240

項目		単位	料金(円)	
体制等加算 (該当する方のみ)	リハビリテーションマネジメント加算 ロ	開始日から6月以内	1月 593	
		開始日から6月超	1月 273	
	リハビリテーションマネジメント加算 ハ	開始日から6月以内	1月 793	
		開始日から6月超	1月 473	
	事業所の医師が利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た場合		1月 270	
	短期集中個別リハビリテーション実施加算		1日 110	
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ(週2日を限度)		1日 240	
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅱ		1月 1,920	
	生活行為向上リハビリテーション実施加算	開始日から6月以内	1月 1,250	
	若年性認知症利用者受入加算		1日 60	
	栄養アセスメント加算		1月 50	
	栄養改善加算(月2回限度)		1回 200	
	口腔・栄養スクリーニング加算	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) (6月に1回限度)	1回 20	
		口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) (6月に1回限度)	1回 5	
	口腔機能向上加算	口腔機能向上加算(Ⅰ)(月2回を限度)	1回 150	
		口腔機能向上加算(Ⅱ)イ(月2回を限度)	1回 155	
		口腔機能向上加算(Ⅱ)ロ(月2回を限度)	1回 160	
	重症療養管理加算		1日 100	
	中重度者ケア体制加算		1日 20	
	科学的介護推進体制加算		1月 40	
	退院時共同指導加算		1回 600	
	事業所と同一建物に居住する者若しくは同一建物から利用する者に通所リハビリテーションを行う場合又は事業所が送迎を行っていない場合(算定要件の見直し)			-94
	事業所が送迎を行わない場合(片道につき)		片道	-47
	移行支援加算		1日 12	
サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1回 22		
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	1回 18		
	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	1回 6		
介護職員等処遇改善加算 (いずれか該当する区分)	介護職員処遇改善加算Ⅰ	1月	所定単位×86/1000	
	介護職員処遇改善加算Ⅱ	1月	所定単位×83/1000	
	介護職員処遇改善加算Ⅲ	1月	所定単位×66/1000	
	介護職員処遇改善加算Ⅳ	1月	所定単位×53/1000	
食費(昼食、おやつ代)		1食	670	
文書料(内容によって異なります)			実費	
日常生活費(個人用の日用品費)	おしぼり	1回	9	
	ハミングッド	1回	23	
教養娯楽費(絵画・習字・折紙などクラブ活動や行事のための材料費)		1回	82	
おむつ代	フラットタイプ	1枚	51	
	パットタイプ	1枚	41	
	テープタイプ	1枚	206	
	パンツタイプ	1枚	206	

※1時間以上2時間未満をご利用の場合は、日常生活費・教養娯楽費は徴収いたしません。